会津藩の根本　「家訓・かきん」

寛文8年（1668）4月11日

江戸時代、初代保科正之公が、寛文八年(一六六八)に定めた家訓(かきん)その第一に
　夫君の義、一心大切に忠勤に励み」
とあり、将軍家に対してわが身の利害をかえりみず、一心に忠勤に尽くせという意味。
　会津藩の　義」はここに集約されています。
　その教えは、代々家老に受継がれ、戊辰戦争にも影響を及ぼしています。

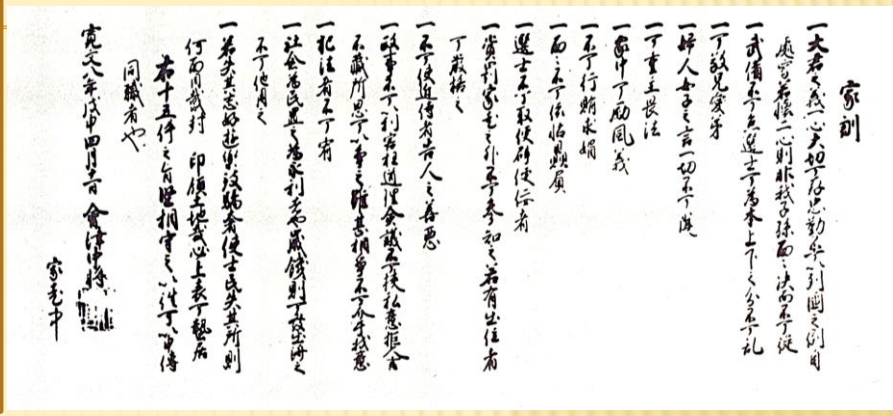
家訓

「家訓」

一、大君の義、一心大切に忠勤に励み、他国の例をもって自ら処すべからず若し二心を懐かば、すなわち、我が子孫にあらず　面々決して従うべからず
一、武備は怠るべからず　士を選ぶを本とすべし　上下の分を乱るべからず
一、兄をうやまい、弟を愛すべし
一、婦人女子の言　一切聞くべからず
一、主を重んじ、法を畏(おそ)るべし
一、家中風義に励むべし
一、賄（まかない）をおこない媚（こび）を　もとむべからず
一、面々　依怙贔屓（えこひいいき）すべからず
一、士を選ぶには便辟便佞(こびへつらい機嫌をとるもの）の者をとるべからず
一、賞罰は　家老のほかこれに参加すべからず　もし位を出ずる者あらば　これを厳格にすべし
一、近侍の者をして　人の善悪を告げしむ　べからず
一、政事は利害を持って道理をまぐるべからず　評議は私意をはさみ　人言を拒ぐべらず　思うところを蔵せずもってこれを争うそうべし　はなはだ相争うといえども我意をかいすべからず
一、法を犯すものは　ゆるすべからず
一、社倉は民のためにこれをおく永利のためのものなり　歳餓えればすなわち発出してこれを救うべしこれを他用すべからず
一、若し志をうしない　遊楽をこのみ　驕奢(きょうしゃ)をいたし　土民をしてその所を失わしめば、すなわち何の面目ありて封印を戴き、土地を領せんや　必ず上表して蟄居すべし

右十五件の旨　堅くこれを相守り　以往もって　同職の者に申し伝うべきなり
寛文八年戊申四月十一日

第四条「婦人女子の言　一切聞くべからず」の真相

保科正之の長女「媛姫(はるひめ)」は、於万の子で、上杉綱勝へ正室として嫁ぎます。　母於万は側室の子摩須（お松様）が前田家へ嫁ぐのをねたみ毒殺未遂事件が起きます。万治元年（一六五八）七月二十六日、お松の婚礼がありました。七月二十八日媛姫は、「二十五日　芝御屋敷へ被成御出候後、少々御虫気ニ被成御候」となり、寅刻（午前四時頃）「御薬も御相応無之、御年十八歳ニテ御逝去被成候」十八歳で亡くなります。
「お松様は　大家之方へ御縁組之段相妬、於奥毒殺奉成」さらに「お松の老女、野村の話として、はじめにお松へお膳を出したが、媛姫は姉であり、妹の御身として、初めにお膳を取った。それを野村が、先に取るのは無用と強く申し上げたが聞かずに、次のお膳をお松に差し上げた。これより、お病気になった」とあります。これは於万が仕掛けた毒殺事件で、自分の子が亡くなったのです。その後、正之は上杉家に子が無かったので、家存続に努力します。また、於万を遠ざけます。これが家訓に反映されているのです。
　寛文八年（一六六八）四月十一日、「御家訓十五件」（家訓十五条）を定め、「田中三郎兵衛に御直ニ被成御渡」と直に渡し、家老中へ一部づつ渡したのです。

図・写真・文　©石田明夫2017　問合せ　TEL・Fax 0242-24-3423　090-1378-8087
メール・ホームページ「考古学から見た会津の歴史」で検索